

幼稚園教員の「主任教諭」職の設置に反対するとりくみ

2010年7月
都教組執行委員会

幼稚園教育職員の人事・給与制度について、2月19日の特別区教育長会で「幼稚園教育職員の職のあり方について（最終報告）」を公表しました。これを受け、特別区長会は3月10日の団体交渉で、幼稚園教育職員の人事・給与制度の見直しの方向性を示しました。そして、6月16日、団体交渉で、幼稚園教育職員における「主任教諭の職の設置等について」具体的な提案をしました。

区長会の人事・給与制度の見直し提案は、幼稚園職場の実態を無視したものであり、幼稚園教員の処遇に重大な影響を与える内容です。都教組は、職場を分断する「主任教諭」設置に反対する立場でとりくみをすすめます。

区長会、職の位置づけ、選考資格基準など
「主任教諭の設置等について（案）」を特区連に提案

6月16日、団体交渉で区長会は、幼稚園教育職員の「主任教諭の職の設置等について」を提案しました。その内容は、主任教諭を「特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職」と位置づけ、「園長・副園長の補佐」、「園務におけるリーダーとしての役割」、「若手教諭や同僚への助言・支援などの指導的役割」などを担うことを想定。選考資格基準は、複数園の勤務経験や10年程度の教職経験が必要であること、現行制度との均衡を図る必要があること等を総合的に勘案し、設定したとしています。実施は、2011年4月1日としています。（資料1：主任教諭の職の設置等について（案）を参照）

幼稚園に新たな職を設置する根拠は何もない

～ 学校教育法に位置づけのない特別区独自の職

「幼稚園教育職員の職のあり方について（最終報告）」では、検討の背景と現状における課題として以下の点をあげて、新たな職を設置する根拠としています。

①平成19年6月の学校教育法改正により副園長、主幹教諭など新たな職の設置が可能となった、②東京都教育委員会において独自の職として主任教諭を設置した、③特別区人事委員会が、平成20年10月の勧告の中で、新職の設置を含めて級構成を検討するよう意見、④地域における子育て支援の充実、保育園・小学校との連携の推進など、新たな役割を担うこと等が期待されている等を理由として、職務・職責を一層反映した制度に見直すとしています。

幼稚園教育について学校教育法は、「幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」（学校教育法第22条）、「園長、教頭及び教諭を置かなければならない」（第27条）とし、「教諭は、幼児の保育をつかさどる」（第27条第9項）と定めています。新たな職の設置については、任意であり「副園長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要な職員を置くことができる」（第27条第2項）と定められており、「主任教諭」の規定はありません。このように「主任教諭」の設置は、学校教育法に位置づけのない特別区独自の職です。幼稚園には、子どもたちの教育をすすめるうえで、「主任教諭」職を設けなければならない理由も職務の実態もありません。

給料表を現在の2級から3つの級へ分化し、4級制とする新たな人事・給与制度～職の分断と賃金の格差拡大・水準の引き下げとなる改悪提案

給料表の具体的な水準は、10月の特別区人事委員会勧告を待たなければなりません。が、「幼稚園教育職員の職のあり方について（最終報告）」の中で、主任教諭の職の設置にあわせ職の構成を見直すとして、現行、助教諭（1級）、教諭（2級）、教頭（2級）、園長（3級）から、助教諭（1級）を廃止、教諭（1級）、主任教諭（2級）、副園長（3級）、園長（4級）の4層制（4級制）とするとしています（資料2：「新たな職の設置と職務内容」を参照）。

さらに、給料表のあり方等に係わる見直しの方向性は、①職務・職責をより一層的確に反映する、②年功的要素を見直しメリハリのある水準とするとしています。

これは、すでに小中学校に導入された主任教諭制度をみてもわかるように、職の分断と賃金の格差拡大・水準の引き下げとなるものです。

都教組は、職場を分断する「主任教諭」の設置を止め、現行の給与水準及び体系の改悪を行わないよう要求します。すべての幼稚園で働く教職員が、協力・共同して教育活動をすすめることができるよう賃金・労働条件の改善を要求し、その実現をめざしてとりくみをすすめます。

「主任教諭」の設置ではなく、学級定数の改善、教員の労働条件改善こそが求められている

「幼稚園教育職員の職のあり方について（最終報告）」の中で、「主任教諭」の設置について、各区の意向調査が公表されています。その中で、必要である「13区」、必要でない「9区」となっています。「必要でない」を選択した区は、管理職の配置や少人数職場の実態から、現状のままで支障がないとしています（現在、区立幼稚園を設置している区は、公立幼稚園を廃止した大田区を除く22区となっています）。

幼児教育と保育制度をめぐる状況は、大きく変わろうとしています。政府は、6月25日、現行の保育制度を全面的に解体する「子ども・子育て新システム」の基本制度案要綱を決定。幼稚園と保育所の垣根をなくし、市場化を狙う「こども園」制度の導入を打ち出しました。

また、東京では、待機児童解消を理由に子ども園構想・幼保一体化園の増設をかかげる一方で、非常勤職員の増加など、幼児にしわ寄せがいくような動きが広がっています。

多くの区立幼稚園であずかり保育や延長保育が実施される中で、病気で休職したり、「仕事がきつくて、これ以上続けられない」と途中で退職する教員が増えています。幼稚園は、多くが3名から5名程度という少人数職場です。このような状況の中で、今、必要なことは、学級定数の改善、養護教員、事務職員の配置などゆきとどいた教育条件の整備こそが求められています。

今後の交渉等の動きと、都教組としてのとりくみ

幼稚園教員の人事・給与制度に係わる交渉は、特区連と区長会で行われます。6月16日の団体交渉で特区連は、「主任教諭職の設置等について、特別区の幼稚園職場の実態に即したものでなければならない。また、主任教諭職の設置等が、幼稚園教育職員の賃金水準

の引き下げにつながることは認められない。今後、専門委員会交渉や小委員会交渉等の場で、必要な説明を含めて協議していきたい」としています。

都教組は、具体的な交渉に幼稚園教員の要求を反映させるため、特区連への働きかけを強めます。各支部では、各区教委に対して「主任教諭の職の設置」をしないよう申し入れるなどのとりくみをすすめます。同時に、区職労との共同したとりくみを追求します。また、幼稚園教員の都教組加入をすすめます。

【幼稚園部・支部・職場のとりくみ】

○支部や職場で「主任教諭の職の設置」提案内容についての学習討議をすすめます。

○「主任教諭はいらない。賃金は引き下げるな」という現場の声を集約し、区教委要請や特区連交渉に届けるとりくみをすすめます。

○各支部は、各区教委に対して「主任教諭の職の設置」をしないよう申し入れとあわせて、「幼保一元化」「預かり保育」等の課題と要求を明らかにしてとりくみをすすめます。

○都教組幼稚園部の組織拡大学習会に、仲間を誘い合って参加し交流します。

日時と場所：8月27日（金）18時30分～ エデュカス東京7階ホール

資料1（区長会提案）

主任教諭の職の設置等について（案）

1 趣旨

区立幼稚園運営の中核を担う中堅以上の教諭の職務・職責を明確化し、教員一人ひとりの意欲と能力の向上及び園運営の円滑化を図るため、主任教諭の職を設置する。

また、これにあわせ職の構成を見直し、園長、副園長、主任教諭、教諭の4層制（4級制）とする。

2 主任教諭の職の設置

(1) 職の位置づけ

特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職

(2) 任用方法

- 選考は、特別区人事・厚生事務組合教育委員会が実施する。
- 選考方法は、勤務評定及び職務レポートとする。
- 選考資格基準は、区立幼稚園の教諭で、教職経験11年以上、区立幼稚園教職経験3年以上の者のうち、年齢33歳以上60歳未満の者とする。

3 助教諭等（現1級）の廃止
助教諭・養護助教諭・講師は廃止する。

4 実施時期
平成23年4月1日

資料 2

新たな職の設置と職務内容

職【現行】		職【新制度】		職務内容等
園長	3級	園長	4級	(現行どおり)
教頭	2級	副園長	3級	『教頭の職務をあわせ持つ副園長』とする。 ☞ 学級担任を持つことも可能
教諭		主任教諭	2級	『特に高度の知識又は経験を必要とする教諭』とする。 ☞ 職務が幅広いため区の特徴に応じた活用が可能 【職務内容の例】 ○ 園長、副園長を補佐 ○ 園務におけるリーダーとしての役割 ○ 若手教諭や同僚への助言・支援などの指導的役割
助教諭等	1級	教諭	1級	(現行どおり)

○ 在職者が無く今後の必要性もないため、助教諭等（現1級）を廃止。

※ 「幼稚園教育職員の職のあり方について（最終報告）」の要旨から抜粋

あなたも都教組へ

私は都教組へ加入します

氏名.....
性別) 男・女..... 生年月日) 19.....年.....月.....日生.....
幼稚園名(職場)..... 区立..... 幼稚園.....
職名..... 職員番号.....
.....年.....月.....日

東京都教職員組合執行委員長 児玉 洋介 様

と きょうそ
東京都教職員組合 (都教組)
〒102-0084
東京都千代田区二番町12-1 エデュカス東京4F
TEL) 03-3230-3891 Fax) 03-3262-9705
<http://www.tokyouso.jp/> E-mail: tokyoso@zenkyo.org